



質疑 應答

△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

問 復興事業として橋梁を築造した場合に於て其の橋梁古材は何人の所有に屬するや又舊橋取拂費は何人の負擔なるや。(復興局員)

答 復興事業、即ち特別都市計畫事業として橋梁を築造する場合は二つの場合を想像することが出来る、一は道路事業として執行する場合と、他は土地區劃整理事業として道路工事を執行する場合である、前者の場合に生じた不用物件等の處分に關しては特別

都市計畫法及都市計畫法に何等規定する所が無いから、道路法第六十二條の規定に基き發せられた大正八年勅令第四七四號の規定に依つて管理處分すべきものである、後者の場合に於て特別都市計畫法に於ては何等規定しないが、都市計畫法第十一條は土地區劃整理に關しては耕地整理法を準用すべき旨を規定し、其の準用したる耕地整理法に於ては、其の第十一條に於て耕地整理を施行する爲國有に屬する道路——の全部又は一部を廢止したるに依り不用に歸した土地は無償で之を整理施行地の所有者に交付すべき旨を規定してあるから、此場合に於て道路法の規定の適用を受けないのである、唯だ茲に注意すべきことは、前者の場合には橋梁の所有者に還附すべく、後者の場合は其の交付すべきものは橋梁が國有に屬することを要件とすることであつて、橋梁たりし物を何人が所有してゐたかが、常に問題と爲るのである、東京市長等が道路を新設した場合等に於て普通の場合に在りては其の敷地を國有に歸屬せしむる慣例であつて、是等國有に屬する場合は明瞭であるが、橋梁等の所有權は必ずしも國有に屬せしめてゐないやうである、従つて此場合に於ては土地區劃整理事業として執行した爲に不用に歸した橋梁は、道路法の規定の適用を受け前記勅令の

規定に依り所有者に還付すべきものである。

舊橋の取拂費は何人が負擔するかの問題は、新橋梁が舊橋梁に代るべきもの、即ち橋梁の架換の場合に在りては架換工事執行者が舊橋を撤却すべき義務を有するのは當然である、蓋し架換其のものは舊橋を撤却して之に代るべき橋梁を架設する一團の行爲と認むべきものであるに依る、唯茲にも注意を要することは從來から存する橋梁に並行して架橋しても、夫れが必ずしも當然に橋梁の架換とは爲らぬことである、新橋の地位に從來橋梁の存した道路の路線が變更されたか、否やによつて判斷すべきである。

(田中幹事)

問 道路職員に對し贈賄を爲したる者は道路工事執行令第六條第六號に該當するや又其の期間の起算點如何(靜岡縣)

答 入札又は請負に關し不正の行爲を爲したる者は、入札又は請負より排除せむとする趣旨に依り右規程を制定されたものであるが、其の贈賄が請負に關し爲されたる場合に限るものと言はなければならぬ、併し請負に關しと言ふ文字は其の意義必ずしも明瞭で無いが、請負夫れ自身に關し不正の行爲ありたる場合を示し請負契約を締結し請負人義務を履行し、其の権利を行使するに就て

不正行爲のあつたことを言ふのである、従つて工事監督の便宜の爲に其の監督員に贈賄其のことは不正であつても請負に關する不正行爲と言ふことは出来ない、又其の二年の期間の起算點は事實行爲の行はれたときに始まるのであつて、判決等の確定したときで無いことは法文上疑への餘地が無いと思ふ。(田中幹事)

問 前號に登載された鐵道敷設の爲にする道路ノ占用又ハ改築ニ關スル通牒中專用軌道都市又は主要街路の意義に就て御教示を乞ふ。(岐阜生)

答 本問のお答に先ち本通牒が發せられたる理由を述べ次に各論に入ることにせう。即ち軌近交通の輻輳は都鄙を通じて顯著な事實と爲つた、従て鐵道と道路、道路と自動車、自動車と其の事故は、全く關聯索繞して貴重なる身命財産が瞬時にして滅失するの悲惨事が日々刻々繰返され、しかも此現象は愈々深刻化されるので之が適切な對策を講ずるの極めて緊急なるに基いて這般の通牒が發せられた譯である、質問の順序に従つて回答せう。

(1) 専門軌道とは獨り省令四十五章の規定に依るもののみでない有も道路を横斷するものは全部を網羅するのである即ち國有鐵道、地方鐵道、軌道法に所謂新設軌道及大正八年閣令第十九號

専用鐵道規程に依るもの並に前記省令第四十五號の規定によるものを包含するのであるが、右の軌道法に依る新設軌道は其の特許なり工事施行の認可に當り内務大臣が直接に其の工事の方法を審査するから通牒に反する心配は事實に於て無い譯である。尙附言するが砂利運搬用の「トロツコ」と雖も省令第四十五號の規定に依つて處置すべきものである。

(2)次に茲に所謂都市とは必ずしも市制の施行といふことを要件としない。ツマリ社會通念上の都市と云ふ風に解して頂きたい何となれば近時町にして尙且つ市を凌駕するものが多數あるからである。

(3)主要なる街路とは必ずしも街路構造令の規定に謂ふ、地方長官の指定したのみではない、觀念上都市に於ける重要な道路といふ意味である。(淺香小兵衛)

市が新しい財源として

道路地下室許可の見込

東京市土木局と復興局では目下東京市内の道路地下に地下室を許可するか、どうかについて協議を續けてあるが現在では大體許可の方針になる模様である、この問題は本年四月上野松坂屋が道路面に地下室を作り通路とするべく東京市に願出たので、今までこんな例がなかつたので東京市では直に復興局に協議したものでもし松坂屋を許可すれば、今後この種地下室の願出は續々と出てくるだらうといつて居る

東京市では路面地下室の第一期時代としては一等道路(幅員十二間以上)だけを許可し、この成績次第によつて二等道路三等道路と許可してゆく方針である

但しその設計は東京市と警視廳において極めて嚴重に検査して道路工事に支障のない事を第一の條件とされる

路面地下室の許可の結果は道路地下占有料は地下室の増設に従つて急激に増加する見込で、即ち一等道路は坪一圓六十錢これに土地の繁榮によつて等級が付してあり、銀座の如き百二十級となつてゐるが、この級に屬する道路地下占有料は四割になつてゐるから、一坪一圓九十六錢の占有料が徴收出来るので

東京市道路課は新しい財源として路面地下室は設計さへよければどしどし許可してゆく方針で、その第一のお手本として松坂屋の路面地下室は設計を完全に検査して許可されるらしい